

# 令和8年度 佐賀市工事業者説明会 < 入札・契約等について >

令和8年5月21日



佐賀市 総務部  
契約監理課 契約係

# 説明会概要 <入札・契約等について>

1. 入札制度の変更点等について	...	P3
2. 競争入札参加資格関係	...	P5
3. 入札について	...	P9
4. 契約について	...	P12
5. 社会保険について	...	P26
6. 佐賀市の公契約制度(建設工事)	...	P29
7. 入札・契約の実施状況	...	P32
8. 電子入札システム	...	P35
9. インプレスライドの適用	...	P36
10. 単品スライドの拡充	...	P37

# 1. 入札制度の変更点等について

## (1) 工事費内訳書の様式変更について

建設工事における適正な労務費確保等のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、公共工事の入札時及び契約時に、工事費の内訳として以下の経費を記載することが義務付けられました。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費の事業主負担額
- ・ 建退共制度の掛金
- ・ 安全衛生経費

法改正に伴い、佐賀市建設工事請負契約約款を改正します。約款改正後は、入札時及び契約時の工事費内訳書に必ず記載してください（記載例の詳細については別添資料1参照）。

### 【約款改正及び様式変更の適用時期】

**令和8年7月以降**

ホームページ及び電子入札システム等を通じて周知します。

※改正後も、暫定措置として当面の間は、工事費内訳書において材料費等の記載に不備があった場合でも、入札を無効とはしない予定です。

## (2) 発注区分の変更について

### ◆ 建築一式

令和8年4月1日以後に公告、指名通知又は見積依頼を行う案件から適用しています。

等級区分	C	B	A
総合評点	740未満	740~910 未満	910以上
発注予定金額	4,000万円 未満	7,000万円 未満	7,000万円 以上



等級区分	C	B	A
総合評点	740未満	740~910 未満	910以上
発注予定金額	4,000万円 未満	8,000万円 未満	8,000万円 以上

※その他の業種については、別添資料2「佐賀市競争入札参加者資格審査要領 第11条第2項第1号による等級区分表」参照。

※来年度も変更がある場合は、令和9年4月1日に行う予定です。3月中旬にはHPでお知らせしますので、確認をお願いします。

## 2. 競争入札参加資格関係

### (1) 令和9・10年度競争入札参加資格登録

#### ① 登録スケジュールの情報公開について

- ◆ 佐賀市ホームページで9月中の公開を予定
- ◆ 様式等については11月頃の公開を予定
- ◆ 原則郵送にて実施予定

#### ② その他

例年、経営事項審査の提出期限について相談をいただいています。  
早めに経営事項審査を受けていただくようお願いします。

- ▷ 個別のお知らせ(案内はがき、メール等)は行いません。
- ▷ スケジュールは、あくまで現在の予定です。必ずホームページ等でご確認ください。
- ▷ 受付期間外の受付はできません。

## (1)-2 佐賀市独自等級算出表について

令和9・10年度競争入札参加資格【建設工事】の主観点については、別添資料3『令和9・10年度「佐賀市独自等級算出表」』のとおりです。

### 【令和7・8年度登録時からの変更点】

#### ①地域貢献

- ◆ 「災害復旧工事の受注実績」を工事種類に関わらず全ての工事種類に適用しました。

【評価基準】受注した場合、1件につき全ての工事種類に2点を加点

- ◆ 佐賀市が要請する災害ボランティアの活動対象に「ポンプ車出動」を追加しました。

#### ②社会貢献

- ◆ 佐賀市河川清掃活動における企業等パートナーへの登録を追加しました。  
(登録があれば5点加点)

## (2) 「入札参加資格変更届」の提出

変更届の添付資料一覧表【建設工事、測量・設計等業務委託】

変更事項	用語の説明	※建設工事の場合 建設業の許可書(又は証明書)	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	使用印鑑簿	印鑑証明書	誓約書 (氏名には、ふりが ながの記載をお 願いします。)	委任状	営業所等の写真 及び位置図
		※測量・建設コンサルタントの場合 事業所登録の通知書(又は証明書) 及び(コンサルタント登録の通知書等の写し	※個人の場合は身分証明 書が必要					※所在地が佐賀市と なる場合のみ提出
		(写し可)	(写し可)	(原本)	(写し可)	(原本)	(原本)	(原本)
許可(登録)番号又は年月日		○						
コンサルタントの登録(抹消)		○(抹消の場合は、抹消通知書等)						
<b>本社</b>								
代表者名			○			○	○	
会社名			○	○	○		○	
住所			○(注1)					○
<b>受任者(支店等)</b>								
受任者(支店等)		本社に代わって入札、契約、請求等を行う支店等						
支店等の代表者名						○	○	
支店等の名称	支店等の名称変更の場合に必要。 本社の住所変更のみで支店等名に 変更がない場合は不要。						○	
支店等の住所							○	
受任者の新設						○	○	○(注2)
<b>その他</b>								
実印				○	○			
使用印	入札、契約、請求等に使用するため 佐賀市に届出している印			○				
電話、FAX、E-mail								
希望業種又は入札参加資格の取下げ								

(注1)登記簿謄本で証明できない場合は、賃貸借契約書等

(注2)別に営業所等調書が必要

※各種様式は、ホームページに掲載しています。



競争入札参加資格変更届

検索

### (3) 経営事項審査結果書

---

#### 経営事項審査結果書（建設業許可更新結果）の送付のお願い

- ◆ 経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7ヶ月です。
- ◆ 有効期間後に新たな結果書（有効なもの）の提出がない場合は、建設工事にかかる入札に参加することができなくなりますので、  
ご注意ください。

新しい通知書が届いた場合は、契約監理課に FAX(40-7378) 又は郵送で提出をお願いします。

# 3. 入札について

## (1) 入札方式について

### ◆ 一般競争入札 共通公告+ 個別公告により発出

#### ▷ 共通公告

案件ごとに変更しない(共通の)内容について記載

#### ▷ 個別公告

日程、等級など案件ごとに変更される内容について記載

### ◆ 指名競争入札 指名通知により発出

#### ◆ 設計図書等ダウンロード用パスワード

▷ 一般競争入札 … 「設計図書等のダウンロードパスワードについて  
(※認定通知書と併せて送付済)」に記載

▷ 指名競争入札 … 電子入札システムの「指名通知書」に記載



入札情報

検索

## (2) 内訳書

入札参加時は、内訳書を作成し、入札書と併せて提出してください。

### ◆ 記載内容に関する注意事項

▷ 記載漏れ …… 商号、代表者名

▷ 記載誤り …… 案件名、金額（入札金額との差が1万円以上）

▷ 記載漏れや記載誤りがあった場合は、無効となる場合があります。

▷ 1度入札した「入札書」「内訳書」の差し替えや変更（再入力）は  
できませんので、十分ご注意ください。



### (3) 建設工事に係る最低制限価格(率)について

---

佐賀市発注の建設工事に関して、最低制限価格(率)は以下のとおりです。

◆ 対象案件

建設工事・建設関連業務委託

◆ 最低制限価格(率)

【建設工事】

最低制限価格=予定価格×92%

【建設関連業務委託】

最低制限価格=予定価格×85%

## 4. 契約について

### (1) 契約書の提出方法及びその留意点

---

- ◆ 契約書作成の際は、ホームページで最新様式をご確認のうえ、ご利用ください。
- ◆ 各契約書に必要な書類等については、ホームページでご確認ください。
- ◆ 添付書類等は、県内統一様式を使用してください。

契約書等について、他案件からの流用による記載誤りが多く発生していますので、ご注意ください。

## (2) 契約書提出の際の添付書類等

### ① 建設工事 (JV以外)

袋とじ (2部)	袋とじせず提出
<p>◆建設工事請負契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 1部のみ収入印紙を貼り付け</li> <li>▷ 工事番号は、入札情報公開サービスの入札・契約結果情報に表示される「契約管理番号」を記載</li> </ul> <p>◆解体工事等明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 甲・・・建築物に係る解体工事</li> <li>▷ 乙・・・建築物に係る新築工事等 (改築工事を含む。)</li> <li>▷ 丙・・・建築物以外のものに係る工事</li> </ul> <p>◆佐賀市建設工事請負契約約款 (両面印刷)</p> <p>◆労働環境特記事項 (予定価格5,000万円以上の工事のみ)</p>	<p>【2部提出】</p> <p>◆仲裁合意書</p> <p>【1部提出】</p> <p>◆工程表</p> <p>◆現場代理人等通知書及び経歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 現場代理人、主任技術者 (又は監理技術者) について、受注者との雇用関係を証する書類 (監理技術者証の写し等)</li> <li>▷ 主任技術者又は監理技術者として必要な資格等を証する書類 (検定合格証明書の写し等)</li> </ul> <p>◆契約保証金 (契約金額が300万円以上の場合) 契約金額の1割以上 (1円未満の端数は切り上げ)</p> <p>◆建退共の掛金収納書</p> <p>◆法定福利費を明示した内訳書</p>

## (2) 契約書提出の際の添付書類等

### ② 建設関連業務委託

袋とじ(3部)	袋とじせず、1部提出
<ul style="list-style-type: none"><li>◆委託契約書<ul style="list-style-type: none"><li>▷1部のみ収入印紙を貼り付け</li><li>▷業務番号は、入札情報公開サービスの入札・契約結果情報に表示される「契約管理番号」を記載</li><li>▷発注者、受注者、保証人の3者契約</li></ul></li><li>◆特記仕様書<ul style="list-style-type: none"><li>▷発注の際に示された設計図書にあるもの</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆業務予定表</li><li>◆現場代理人等届出書<ul style="list-style-type: none"><li>特記仕様書等で、主任技術者として必要な資格等が定められている場合は、その資格等を証する書類を添付(検定合格証明書の写し等)</li></ul></li></ul>

「業務委託」では、建退共の掛金収納書の添付は不要です。

## (2)-1 建設工事請負契約書

- ◆ 「工事を施工しない日」および「工事を施工しない時間帯」について、以下のとおり記載してください。

- ▷ 営繕工事以外の場合  
「特記仕様書のとおり」
- ▷ 営繕工事の場合  
「現場説明書のとおり」

- ◆ 「建設発生土の搬出先等」について、「建設副産物に関する特記仕様書」に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めますので、「特記仕様書のとおり」と記載してください。

建設工事請負契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 佐賀市

4 工期 年 月 日から  
年 月 日まで

5 工事を施工しない日	特記仕様書のとおり	現場説明書のとおり
工事を施工しない時間帯	特記仕様書のとおり	現場説明書のとおり

6 請負代金額 ￥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ )

7 契約保証金 ￥

8 建設発生土の搬出先等	特記仕様書のとおり
--------------	-----------

9 請負代金額のうち解体工事に要する費用等 別紙解体工事等明細書のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の佐賀市建設工事請負契約約款の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名 印

## (2)-2 解体工事等明細書

- ◆ 「解体工事等明細書」について、  
内容を確認します。工事内容を確認し、  
様式を選んでください。

(様式甲・乙・丙)

- ◆ 建設リサイクル法に基づく特定建設  
資材廃棄物について

### ▷ 発生する場合

1~4の内容について記載してください。

(例:右図)

### ▷ 発生しない場合

- ・1 → 全て「無」にチェック
- ・2 → 「0円」と記載
- ・3 → 空欄
- ・4 → 「0円」と記載

様式第10号(丙)

### 解体工事等明細書

#### 1 作業内容及び分別解体等の方法

作業内容	分別解体等の方法
仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業及び機械作業の併用
土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業及び機械作業の併用
基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業及び機械作業の併用
本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業及び機械作業の併用
本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業及び機械作業の併用
その他の工事 ( ) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業及び機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載しないこと。

#### 2 解体工事に要する費用(直接工事費)

200,000 円

(注) (1) 記載する額は、解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用(仮設費及び運搬費を除く。)とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。解体工事の場合のみ記載すること。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

#### 3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇建設	佐賀市〇〇町〇-〇

#### 4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

150,000 円

(注) (1) 記載する額は、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分に要する費用とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載すること。

## (2)-3 佐賀市建設工事請負契約約款について

---

### 【 主な改正予定 】

- ◆ 請負代金内訳書に明示する項目の追加
- ◆ コミットメント条項の追加
- ◆ 他機関が発注した工事との調整規定の創設 他

### 【 改正時期 】

令和8年7月以降

※改正後、ホームページおよび電子入札システム等を通じて周知します。

## (2)-4 法定福利費を明示した内訳書

契約時には、法定福利費を明示した内訳書の提出が必要です。

法定福利費を明示した下記のいずれかの資料を提出してください。

▷ 入札時に提出頂いた内訳書に法定福利費を追記した資料 ※自社の独自様式可

▷ 工事費内訳書(右の記入例のとおり)

※入札時に提出する内訳書への工事全体の法定福利費の記載は不要です。

工事費内訳書 **記入例**

工事名

業名  
代表者名

工事区分・種別・科目	単位	数量	金額	備考
〇〇工事				
	式	1	〇〇〇〇	
	式	1	〇〇〇〇	
	式	1	〇〇〇〇	
〇〇工事				
	式	1	〇〇〇〇	
	式	1	〇〇〇〇	
	式	1	〇〇〇〇	
直接工事費計	式	1	〇〇〇〇	
共通仮設費計	式	1	〇〇〇〇	
共通仮設費(積上分)	式	1	〇〇〇〇	
共通仮設費(率分)	式	1	〇〇〇〇	
純工事費	式	1	〇〇〇〇	
現場管理費	式	1	〇〇〇〇	
工事原価	式	1	〇〇〇〇	
一般管理費等	式	1	〇〇〇〇	
工事価格	式	1	〇〇〇〇	
(工事価格のうち 法定福利費)	式	1	〇〇〇〇	

※入札時に提出する内訳書への法定福利費の記入は不要。  
 ※本様式ではなく独自の様式でも可。  
 独自の様式の場合、法定福利費の金額を、工事価格の下の欄に内数として記載すること。

## (2)-4 法定福利費を明示した内訳書

内訳明示する法定福利費は、「健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分」です。

- ▷ 提出された内訳書に記載された法定福利費について、適正な金額の範囲内か確認をします。
- ▷ 想定金額から大幅に金額を下回っている場合は、内容に間違いがないかお尋ねします。
- ▷ 保険料率については、各保険のウェブサイト等で確認をお願いします。法定福利費の計算例については、佐賀市ホームページで作成手順をご確認ください。

## (2)-5 受注者との雇用関係を証する書類について

---

令和7年12月1日をもって健康保険被保険者証は使用できなくなりました。雇用関係を証明する書類として、下記のいずれかの書類を提出してください。

- ▷ 監理技術者資格者証（両面の写し）
- ▷ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）
- ▷ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（写し）
- ▷ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写し）
- ▷ 所属会社の雇用証明書（写し可）
- ▷ 上記書類に準ずる資料（写し可）

※資格確認書、マイナンバーカードは不可

### (3) 契約保証及び前払金保証の電子証書での提出について

◆ 書面の保証証書に代わり、電子証書での提出が可能です。

- 【対象】
- ・契約保証証書
  - ・前払金保証証書
  - ・中間前払金保証証書

#### 【電子保証の場合の手続き】

保証契約番号・認証キー（右記のとおり）を提出してください。

※なお、電子保証の利用には、インターネット保証サービス「e-Net保証」からの保証申込が必要となります。  
「e-Net保証」のID登録がまだお済みでない方は、西日本建設業保証(株)佐賀支店までお問い合わせください。

#### 電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ

「保証確認サービス (D-Sure)」で電子証書を閲覧するための「認証キー」等は、以下のとおりとなります。

区分	前払金保証
保証契約番号	2000000002
認証キー	XXXXXXXXXX
工事名	〇〇道路改良工事
発注者	〇〇市長
保証機関	西日本建設業保証株式会社

【お客様へのお願い】

次の方法で当該PDFファイルを発注者様にて提出ください。

①電子契約システムへの登録（アップロード） 又は ②電子メールに添付して送信

【発注者様へのお願い】

「保証確認サービス (D-Sure)」にログインし、上記の「保証契約番号」と

「認証キー」を入力の上、電子証書を閲覧ください。

## (4) 印紙税額及び遅延利息の率

- ◆ 「請負契約に関する契約書」のうち、建設工事において作成される契約書の印紙税額の軽減措置は、令和9年3月31日まで延長されています。  
※業務委託と建設工事で印紙税額が異なりますので、ご注意ください。
- ◆ 遅延利息の率は、令和8年4月1日から2.5%→3.0%に改正されました。

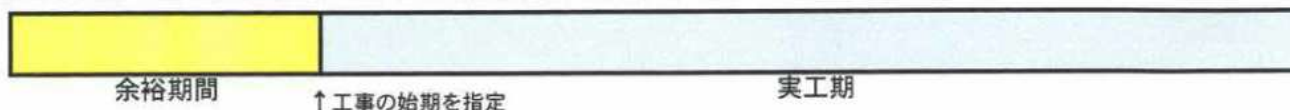
印紙税額については、国税庁のホームページ又は「印紙税額一覧表」で検索してください。

## (5) 余裕期間制度の導入

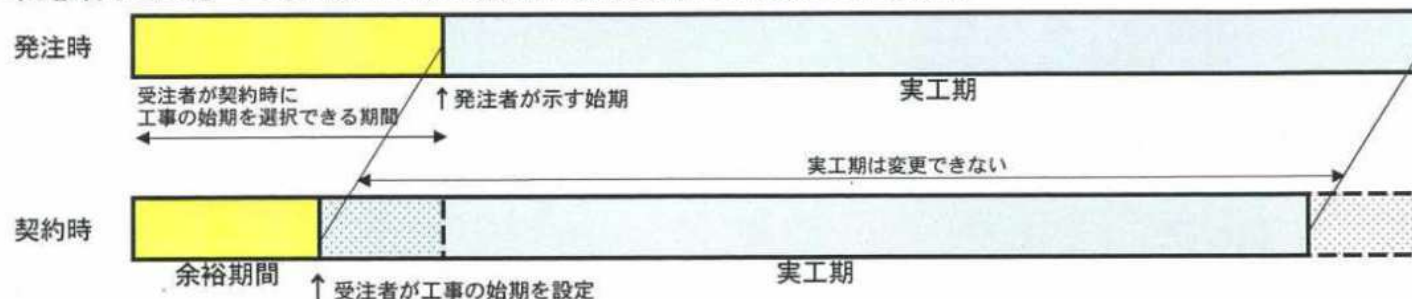
### [参考] 余裕期間制度のイメージ図

(佐賀県参考資料)

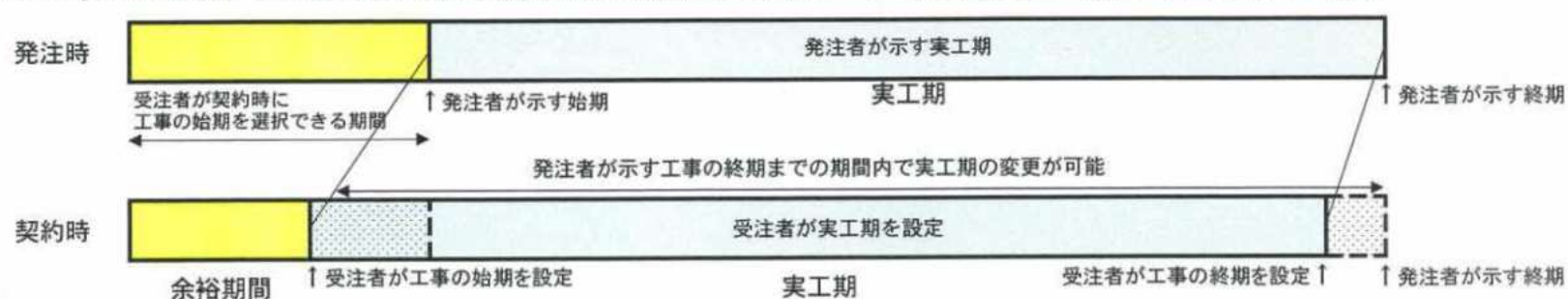
- ①「発注者指定方式」：余裕期間内で工事の始期を発注者があらかじめ指定する方式



- ②「任意着手方式」：受注者が工事の始期を余裕期間内で選択できる方式



- ③「フレックス方式」：受注者が工事の始期を余裕期間内で選択でき、終期を全体工期内で選択できる方式



詳細は個別案件の公告、特記仕様書等をご確認ください。

## (5) 余裕期間制度の導入

---

### ◎余裕期間制度対象案件の契約書等提出期日

#### ◆ 落札後5日以内

- ▷ 契約書
- ▷ 仲裁合意書
- ▷ 契約保証金
- ▷ 工程表（余裕期間を明示すること）
- ▷ 法定福利費を明示した内訳書

#### ◆ 工事の始期まで

- ▷ 現場代理人等通知書及び経歴書

#### ◆ 工事の始期後速やかに

- ▷ 建設業退職金共済制度掛金収納書

## (6) 前払金の使途拡大

---

### 【概要】

佐賀市発注工事の前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用まで拡大します。

### 【対象となる前払金】

請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金。

### 【対象となる前払金の上限】

前払金の100分の25を上限とし、中間前払金は除きます。



# 5. 社会保険について

## (1) 「適切な保険」への加入について

- ◆ 関係法令において事業主が従業員を加入させる義務のあるすべての保険に加入している状態
- ◆ 加入義務は事業所の形態によって異なります。

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の 形態	常用労働者 の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。  
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)  
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。  
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人の責任において加入するもの

## (2) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

---

### ① 元請企業の役割と責任

- ▷ 下請企業について保険加入の確認・指導
- ▷ 現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等
- ▷ 法定福利費の適正な確保

### ② 下請企業の役割と責任

- ▷ 雇用する労働者の適切な社会保険への加入
- ▷ 元請企業が行う指導等への協力
- ▷ 法定福利費の適正な確保

### (3) 佐賀市の対応について

---

#### ① 入札参加資格登録時の誓約書の提出

#### ② 佐賀県に準じた一次下請未加入対策の運用を実施

- ▷ 口頭ではなく、工事打合せ簿による監督員からの指導を行います。  
(受注者は、文書による回答が求められます。)
- ▷ 指導に従わなかった場合は、所管庁への通報を行います。

※誤った認識により「適切な保険」加入事業者が、現場から排除されることがないように、正しい理解をお願いします。

## 6. 佐賀市の公契約制度（建設工事）

項目	内容
実施時期	平成25年6月3日以後に公告等を行う案件から適用
公契約の範囲	予定価格5千万円以上（消費税等含む。）
適用労働者の範囲	公共工事設計労務単価で区分される職種の労働者（一人親方含む。）
市長が定める賃金の最低金額（時給）	公共工事設計労務単価（佐賀県） $\div 8h \times 0.8$ （定数） （例）普通作業員 $20,700円 \div 8h \times 0.8$ = <u>@2,070円</u>

※詳細は、佐賀市ホームページ「佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱に規定する最低労働賃金単価について」参照

## (1) 公契約制度の運用

---

「労働環境チェックシート」の提出による労働環境確認

〔第1回目〕 契約締結後、原則6週間以内に提出

〔第2回目〕 契約完了月の翌月14日までに提出

※契約監理課への提出となります。



【確認項目】(1) 労働関係法令等の遵守

(2) 市長が定める「最低金額」以上の支払状況



市 ▷ 業者側の不適切が確認された場合は、契約監理課より改善の指示。

業者 ▷ 改善報告書の提出。

## (2) 公契約制度のチラシについて

---

- ◆ 「佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」の適用工事を受注した場合は、別添資料4のチラシを工事現場に掲示してください。
- ◆ チラシには、本市が定めた最低労働賃金単価を加えて掲載し、労働環境の基準を示すこととしています。
- ◆ チラシは、ホームページからダウンロードできます。

# 7. 入札・契約の実施状況

## (1) 令和7年度建設工事入札実施状況（契約監理課実施分）

	件数	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	平均 落札率 (%)	地元発注率 (%)
一般競争入札	112	19,957,953	20,325,784	93.12	98.21 34.27
指名競争入札	121	1,087,210	1,157,531	94.04	100.00 100.00
随意契約	12	198,376	213,653	96.15	100.00 100.00
合計	245	21,243,539	21,696,968	93.73	99.18 38.25

※ 平均落札率は、契約ごとに落札率を計算し、その平均を算出

※ 地元（市内業者）発注率は、上段が件数ベース、下段が契約金額ベースで算出

※ 入札不調分を除く

## (2) 令和7年度建設工事入札実施状況(上下水道局実施分)

	件数	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	平均 落札率 (%)	地元発注率 (%)
一般競争入札	37	1,824,885	1,936,297	94.25	100.00 100.00
指名競争入札	95	773,359	809,762	95.50	100.00 100.00
合計	132	2,598,244	2,746,059	94.10	100.00 100.00

※ 平均落札率は、契約ごとに落札率を計算し、その平均を算出

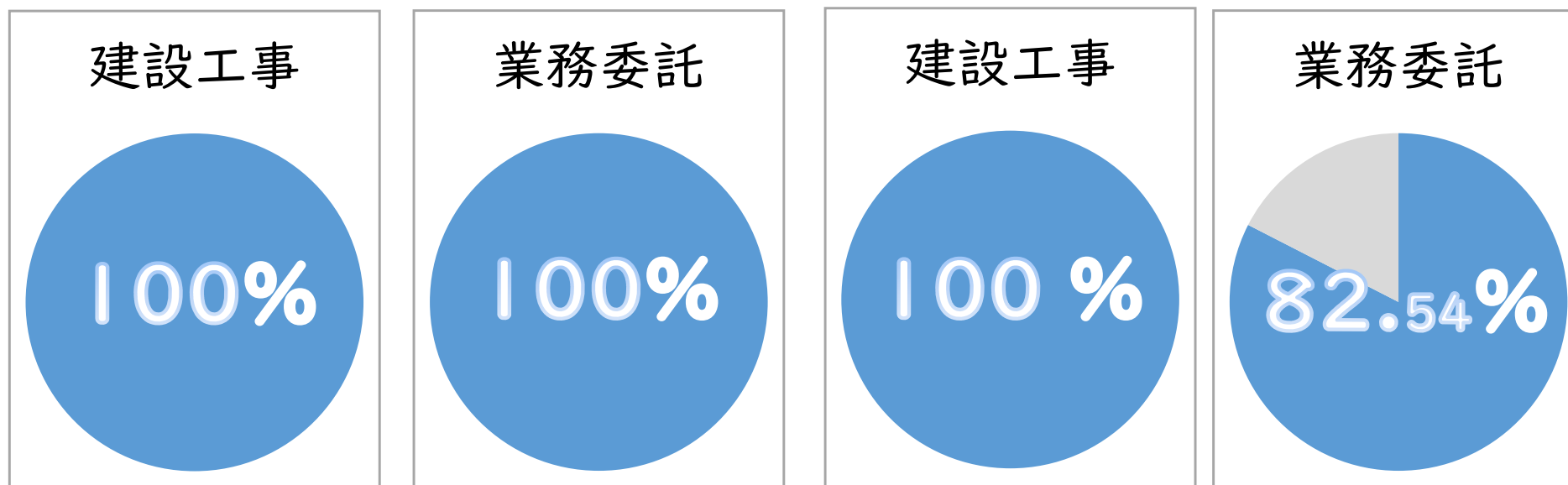
※ 地元(市内業者)発注率は、上段が件数ベース、下段が契約金額ベースで算出

※ 入札不調分を除く

### (3) 令和7年度電子入札実施率

#### ■ 契約監理課発注分

#### ■ 上下水道局財務課発注分



今後も原則として電子入札案件にて発注を行います。

※ 電子入札システム利用者登録をされていない方は、利用者登録をお願いします。



## 8. 電子入札システム

### ◆ 定期的な案件の確認をお願いします

佐賀市ホームページ、入札情報公開システム等とあわせて、定期的な案件の確認をお願いします。

### ◆ 落札決定通知書の確認をお願いします。

契約番号、工事等担当課、担当者を記載しています。

### ◆ ICカード更新時の佐賀市への手続きは必要ありません。

### ◆ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL : 0570-021-777 (平日 9:00-12:00 | 13:00-17:30)

E-mail : [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

# 9. インフレスライドの適用

## (1) インフレスライドについて

「インフレスライド」とは、佐賀市建設工事請負契約約款第26条第6項に基づき、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる措置です。

## (2) 対象範囲

工事のみで、賃金水準の変更がなされたとき、発注者または受注者が請負代金額の変更の協議をした日以降の残工期が2か月以上あるもの。

継続費や繰越案件の場合は、該当する可能性があります。

## (3) 協議の請求期限

直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまで

## (4) 問合せ先

受注工事の監督員又は契約監理課契約係

※詳細は、佐賀市ホームページ『「労務単価等の運用に係る特例措置」及び「賃金変動に対する工事請負契約約款」の運用について』参照

# 10. 単品スライドの拡充

## (1) 単品スライドについて

「単品スライド」とは、佐賀市建設工事請負契約約款第26条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。

## (2) 単品スライド条項の運用の拡充について

従来の2品目（鋼材類、燃料油）の他にも、原材料費の高騰等その価格変動の要因が明確な資材について工事請負代金に大きな影響（当初の全体の契約額の1%以上）を及ぼす場合には、発注者及び受注者間の個別協議により単品スライド条項の適用資材とします。

## (3) 適用について

残工期が2カ月以上の案件が対象であり、対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、当初の全体の契約額の1%を超える部分を金額変更することとなります。

※詳細は、佐賀市ホームページ「佐賀市建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の一部改正について」参照



# 工 事 費 内 訳 書

工事番号

工事名

記載例
工事費内訳書
施工箇所が点在する工事

業 者 名

代表者名

科 目	単 位	金 額	摘 要
本工事費			
河川工事01			
築堤・護岸	1式	円	
河川土工	1式	円	
直接工事費計		円	a
うち材料費	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
うち労務費	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
共通仮設費計	1式	円	b
共通仮設費(率化)	1式	円	
純工事費	1式	円	c=a+b
現場管理費	1式	円	d
うち法定福利費の事業主負担額	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
うち建退共制度の掛金	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
工事原価	1式	円	e=c+d
うち安全衛生経費	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
道路改良工事01			
道路改良	1式	円	
道路土工	1式	円	
直接工事費計		円	a'
うち材料費	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
うち労務費	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
共通仮設費計	1式	円	b'
共通仮設費(率化)	1式	円	
純工事費	1式	円	c' = a' + b'
現場管理費	1式	円	d'
うち法定福利費の事業主負担額	1式	〇〇〇〇 円	今回追加
うち建退共制度の掛金	1式	〇〇〇〇 円	今回追加



佐賀市競争入札参加者資格審査要領  
第11条第2項第1号による等級区分表

別添資料2

(※令和8年4月1日以後の公告等から適用)

1 土木一式	等級区分	C	B	A	S
	総合評点	800未満	800～930未満	930～1090未満	1090以上
発注予定金額	1000万円未満	1000万円以上	3000万円以上	6500万円以上	
		3000万円未満	6500万円未満		
2 建築一式	等級区分	C	B	A	
	総合評点	740未満	740～910未満	910以上	
	発注予定金額	4000万円未満	8000万円未満	8000万円以上	
3 とび・土工	等級区分	C	B	A	
	総合評点	720未満	720～800未満	800以上	
	発注予定金額	制限なし	制限なし	制限なし	
4 電気工事	等級区分	C	B	A	
	総合評点	700未満	700～830未満	830以上	
	発注予定金額	1000万円未満	2000万円未満	1000万円以上	
5 管工事	等級区分	C	B	A	
	総合評点	740未満	740～820未満	820以上	
	発注予定金額	1000万円未満	2000万円未満	1000万円以上	
6 浚渫工事	等級区分	C	B	A	
	総合評点	720未満	720～790未満	790以上	
	発注予定金額	制限なし	制限なし	制限なし	
7 造園工	等級区分	C	B	A	
	総合評点	760未満	760～820未満	820以上	
	発注予定金額	400万円未満	400万円以上	800万円以上	
800万円未満					
8 その他	等級区分	C	B	A	
	総合評点	740未満	740～850未満	850以上	
	発注予定金額	制限なし	制限なし	制限なし	

## 令和9・10年度「佐賀市独自等級算出表」

事項名	評価項目	評価期間	評価基準		
客観的 事項	総合評定値	最新の通知書	経営事項審査(全国基準)で、競争参加資格申請の直前に通知を受けた工事種類ごとの総合評定値(P点)		
主観的 事項	工事成績1 (工事種類ごと)	市長部局及び上下水道局(配水管布設工事除く。)の令和7年1月1日から令和8年12月31日までの工事完了検査済物件(※)	期間中の 平均点	75点以上	平均点から74点を減じた点数に0.01を乗じ、更にP点を乗じた点数(四捨五入)を加点 (工事成績2と合わせて上限200点)
				70点以上 75点未満	加減点なし
				60点以上 70点未満	70点から平均点を減じた点数に0.01を乗じ、更にP点を乗じた点数(四捨五入)を減点
				60点未満	0.1にP点を乗じた点数(四捨五入)を減点
	工事成績2 (工事種類ごと)		期間中の 個別評点	75点以上	個別評点から74点を減じた点数を加点 (工事成績1と合わせて上限200点)
				70点以上 75点未満	加減点なし
				70点未満	70点から個別評点を減じた点数を減点
	障がい者雇用	申請日に資料提出	◇佐賀市内に本店を有する申請者で、法定雇用達成者 10点加 ◇法定雇用の義務付け者以外のもので雇用があるもの 10点加 (障がい者雇用: 上限10点)		
	地域貢献	令和6年12月1日から令和8年11月30日まで	佐賀市内に本店を有する申請者で、 ◇市長部局及び上下水道局(配水管布設工事除く。)工事で、発注方式に関わらず、災害復旧工事を受注した場合、1件につき全ての工事種類に 2点加 ◇佐賀市が要請する災害ボランティアの活動(巡回、障害物除去、土のう制作、ポンプ車出動等)に参加した場合、1回につき 5点加		
		申請日現在の登録	◇佐賀市災害ボランティア協定団体への登録 5点加 (地域貢献: 上限25点)		
社会貢献	令和6年12月1日から令和8年11月30日まで	佐賀市内に本店を有する申請者で、 ◇佐賀市内における清掃活動等の社会奉仕活動に法人として2名以上で参加した場合、1回につき 3点加 ◇「こども110番の工事現場」への登録 3点加			
	申請日現在の登録	◇「こども110番の家」への登録 3点加 ◇「子どもへのまなざし運動」への登録 5点加 ※「こども110番の家」、「こども110番の工事現場」、「子どもへのまなざし運動」の同時加点は行わない。 ◇「消防団協力事業所」への登録 5点加 ◇佐賀市河川清掃活動における企業等パートナーへの登録 5点加 (社会貢献: 上限15点)			
指名停止	令和6年12月1日から令和8年11月30日まで	指名停止期間の月数(1月未満は切上げ)に5点を乗じた点数を減点			

合計 250点

※浄化槽設置工事の工事成績に関しては、管を登録される方については管の主観点に加算し、管を登録されない方については、土木一式の主観点に加算します。また、管及び土木一式のいずれにも登録されない方については建築一式の主観点に加算します。

この工事は、

「佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、

## 最低労働賃金単価が 定められています！

佐賀市では、市長が発注する工事請負契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的とし、「佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を平成25年6月3日より施行しています。

要綱に関する詳細な内容は佐賀市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

佐賀市契約監理課 0952-40-7152

## ◎最低労働賃金単価一覧

要綱に基づき、職種ごとに定める1時間当たりの最低労働賃金単価については、下記のとおりです。

建設工事 最低労働賃金単価（単位：円/1時間当たり）			
職種	最低労働賃金単価	職種	最低労働賃金単価
特殊作業員	2,570	橋りょう世話役	4,170
普通作業員	2,070	土木一般世話役	3,180
軽作業員	1,650	高級船員	3,610
造園工	2,540	普通船員	2,980
法面工	3,050	潜水士	4,690
とび工	2,810	潜水連絡員	2,950
石工	3,380	潜水送気員	3,050
ブロック工	2,940	軌道工	4,010
電工	2,840	型わく工	3,060
鉄筋工	2,950	大工	2,950
鉄骨工	2,680	左官	2,930
塗装工	3,020	配管工	2,600
溶接工	3,020	はつり工	3,030
運転手(特殊)	3,120	防水工	2,990
運転手(一般)	2,530	板金工	2,920
潜かん工	4,060	サッシ工	3,720
潜かん世話役	4,970	内装工	3,100
さく岩工	3,980	ガラス工	3,060
トンネル特殊工	4,590	ダクト工	2,550
トンネル作業員	3,310	保温工	2,830
トンネル世話役	5,110	設備機械工	2,960
橋りょう特殊工	3,480	交通誘導警備員A	1,820
橋りょう塗装工	3,700	交通誘導警備員B	1,610

令和8年3月20日以降